

職業安定分科会(第 209 回)	資料2-1
令和6年 12 月 13 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 1212 第 2 号

令和 6 年 12 月 12 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 産業雇用安定助成金制度の改正

一 災害特例人材確保支援コース奨励金を創設し、次に定める事業主に対し助成する特例措置を講ずるものとする。

1 令和六年能登半島地震に際し七尾公共職業安定所及び輪島公共職業安定所の管轄区域（以下「対象区域」という。）内に所在する事業所の事業主のうち、当該地震に伴う経済上の理由により、当該事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であつて、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下「出向先事業主」という。）と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者（都道府県労働局長に届け出た出向計画（以下この1において「出向計画」という。）に基づき出向先事業主が行う事業に当該出向した者が従事する事業所における当該従事する期間（以下この第一において「出向期間」という。）の初回の出向をした日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等及び日雇労働被保険者を除く。）について次のいずれにも該当する出向をさせ、当該出向をした者に係る出向の状

況及び出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備しているもの（以下「出向元事業主」という。）

(一) 出向期間の初日がこの省令の施行の日から令和七年十二月三十一日までの間にある出向であつて、当該出向の期間が一箇月以上の期間であり、かつ出向をした日から起算して一年を経過する日までの間に終了し、当該出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰するものであること。

(二) 出向期間における通常賃金の額が、おおむねその者の出向前における通常賃金の額に相当する額であること。

(三) 出向の時期、出向の対象となる労働者の範囲その他出向の実施に関する事項について、あらかじめ出向元事業主と当該出向元事業主の当該出向に係る事業所の労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによって行われるものであること。

(四) 出向をした者の同意を得たものであること。

(五) 出向計画に基づくものであること。

2 あらかじめ出向元事業主と出向に関する契約を締結した出向先事業主であつて、雇い入れた者に係る出向の状況及び雇い入れた者の賃金についての具体的状況を明らかにする書類を整備しているもの

二 助成額は、令和七年十二月三十一日までの出向期間における賃金について負担した額の三分の二（中小企業事業主の場合は五分の四）の額（助成額が基本手当日額の最高額に支給対象期間の日数乗じて得た額を超えるときは、当該額）とすること。なお、2に定める事業主に対する助成は、同一の出向先事業所（出向先事業主が行う事業に当該出向した者が従事する事業所をいう。）につき一の年度に五百人分を上限とすること。

第二 雇用調整助成金制度の改正

令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までの期間に雇用調整助成金の支給を受けたものであつて、対象区域に所在しており、対象期間の初日が令和七年一月一日から起算して二月が経過する日までの間にあり、かつ、令和六年能登半島地震及び令和六年九月豪雨（以下「能登地震・豪雨被災」という。）に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたものうち、出向の推進に係る取組を行う事業主を対象に、次の特例措置（以下「能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例」という。）を講ず

るものとする。

1 過去三年以内に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けたことがある場合について、当該雇用調整助成金の支給に係る日数を休業等に係る能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例の支給を受けようとする場合の受給可能日数から減じないこと。

2 対象期間の初日が令和七年一月一日から起算して二月が経過する日までの間の休業等に係る能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例の対象として雇用調整助成金が支給された休業等の日数を、後に別途受給する場合の雇用調整助成金に係る受給可能日数から減ずることとされている過去の受給日数に含めないこと。

3 継続して雇用された期間が六箇月未満の雇用保険の被保険者の休業等について、支給対象とすること。

4 過去に受給した雇用調整助成金の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を経過していない場合について、支給対象とすること。また、雇用調整助成金の対象期間は事業主が指定した日から一年（当該事業主が指定した日が令和七年一月二日以降にある場合は、当該事業主が指定した日から令和七年十月三十一日まで）とすること。

5 能登地震・豪雨被災に際し対象区域内に所在する事業所の事業主が行う休業等に係る助成率を二分の一から三分の二（中小企業事業主にあつては、三分の二から五分の四）に引き上げること。

6 能登地震・豪雨被災に際し対象の対象区域内に所在する事業所の事業主が行う休業等に係る支給要件について、判定基礎期間における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数が、当該対象被保険者に係る所定労働延日数の三十分の一（中小企業事業主にあつては、四十分の一）以上であることとするとともに、その支給上限日数を百日から三百日に引き上げること。

7 能登地震・豪雨被災に際し対象区域内に所在する事業所の事業主のうち、特例対象期間（令和七年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間をいう。）中に支給される休業等に係る支給を受けた事業主に限り、判定基礎期間の初日が令和六年九月二十日から令和六年十二月三十一日までの間に休業等（令和六年十二月三十一日までに行つたものに限る。）を行つた場合については、休業等に係る助成率を二分の一から三分の二（中小企業事業主にあつては、三分の二から五分の四）に引き上げること。

8 7の休業等の日数を、後に別途受給する場合の雇用調整助成金に係る受給可能日数から減ずることとされている過去の受給日数に含めないこと。

第三 両立支援等助成金制度の改正

(略)

第四 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。